

1 予防接種法に基づく定期の予防接種について

予防接種法に基づく、定期の予防接種であるためには、次の両方を満たす必要があります。

- ① 予防接種法施行令に定められた年齢
- ② 予防接種実施規則に定められた接種間隔

上記以外の接種は、予防接種法に基づかない接種として取り扱われ、予防接種にかかる費用は、全額自己負担となります。

また、その接種で健康被害が生じた場合は、法に基づく救済を受けられないことがあります。その場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度による保障を受けることになります。

2 定期の予防接種の対象者：予防接種法施行令で定められた対象年齢

対象疾病	定期の予防接種の対象者	
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ（5種混合）	1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	1期	
ジフテリア・破傷風（2種混合）	2期	11歳以上13歳未満の者
ポリオ（急性灰白髄炎）	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	
麻しん・風しん	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
	2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎	1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
	2期	9歳以上13歳未満の者
	特例	4歳以上20歳未満の者（対象者：平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）
結核（BCG）	生後1歳に至るまでの間にある者	
ヒブ感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
小児の肺炎球菌感染症		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者	
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
ロタウイルス感染症	ロタリックス	出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者
	ロタテック	出生6週0日後から出生32週0日後までの間にある者
RSウイルス感染症	妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある妊婦	

高齢者の肺炎球菌感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者
带状疱疹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者
インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者
新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する者

※ 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によって、やむを得ず定期予防接種(ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く。)を受けることができなかつたと認められる場合は、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年(高齢者の肺炎球菌は1年)を経過する日までの間、定期予防接種として予防接種を受けることができます。BCGについては4歳に達するまでの間、4種混合ワクチンについては15歳に達するまでの間、ヒブワクチンについては10歳に達するまでの間、小児の肺炎球菌感染症については6歳に達するまでの間において接種を受けることができます。

3 年齢について

予防接種法における年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律」と「民法第143条第2項」により、誕生日の前日に1歳を加える（応当日の前日に満了する）ように定められており、次のとおり運用します。

【定期の予防接種における対象者の解釈について】

「〇歳に達した時」…翌年の誕生日の前日24時に1歳年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば、令和3年3月31日24時に1歳に達したと考えます。

「〇歳に達するまで」…誕生日の前日24時に1歳年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば、「1歳に達するまで」といった場合、「令和3年3月31日まで」という意味になります。

※「達するまで」は、「至るまで」、「至った日まで」と同義です。

「〇歳以上」…誕生日の前日24時に1歳年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば、「1歳以上から接種可能」といった場合、「令和3年3月31日から接種可能」という意味になります。

※真夜中の24時に接種を受けられることは通常想定されないため、日中でも接種を受けられるように配慮したものです。

「〇歳未満」…誕生日の前日24時に年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば「1歳未満まで接種可能」といった場合、「令和3年3月31日まで接種可能」という意味になります。

※厳密に前日24時に1歳年をとると考えて、3月31日24時に至るまでは接種可能とするものです。

「〇歳に至った日」…誕生日の前日24時に年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば、「1歳に至った日」は、「令和3年3月31日」を指します。

「〇歳に至るまで」…誕生日の前日24時に年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば、「1歳に至るまで」といった場合、「令和3年3月31日まで」という意味になります。

「〇歳に至るまでの間」…誕生日の前日24時に1歳年をとると考えますので、令和2年4月1日生まれの人であれば、「1歳に至るまでの間」といった場合、「令和3年3月31日になるまで」という意味になります。

「出生〇週〇日後から」…生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考えます。また、「出生〇週〇日後から」とは、「〇週〇日後」の日を含みません。

※「出生〇週〇日後から」は、「生後〇週に至った日の翌日から」と同義です。

「出生〇週〇日後まで」…生まれた日の翌日から起算して、生まれた日の翌日を出生0週1日後と考えます。また、「出生〇週〇日後まで」とは、「〇週〇日後」の日を含みます。

※「出生〇週〇日後まで」は、「生後〇週に至った日の翌日まで」と同義です。

4 接種間隔について

(1) 予防接種実施規則に定められた接種間隔

①各予防接種の接種間隔

対象疾病		接種間隔	
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ	1 期初回	20 日以上の間隔をおいて 3 回	
	1 期追加	1 期初回接種終了後、6 月以上の間隔をおく	
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	1 期初回	20 日以上の間隔をおいて 3 回	
	1 期追加	1 期初回接種終了後、6 月以上の間隔をおく	
水痘		3 月以上の間隔をおいて 2 回	
日本脳炎	1 期初回	6 日以上の間隔をおいて 2 回	
	1 期追加	1 期初回接種終了後、6 月以上の間隔をおく	
子宮頸がん予防	2 価ワクチン (サーバリックス)		1 月以上の間隔をおいて 2 回接種した後、1 回目から 6 月以上の間隔をおいて 1 回接種 ※上記の方法をとることができない場合は間隔を短縮することも可能です。詳細は同ホームページ内にある接種方法をご確認ください。
	4 価ワクチン (ガーダシル)		2 月以上の間隔をおいて 2 回接種した後、1 回目から 6 月以上の間隔をおいて 1 回接種 ※上記の方法をとることができない場合は間隔を短縮することも可能です。詳細は同ホームページ内にある接種方法をご確認ください。
	9 価ワクチン (シルガード)		2 月以上の間隔をおいて 2 回接種した後 1 回目から 6 月以上の間隔をおいて 1 回接種 ※上記の方法をとることができない場合は間隔を短縮することも可能です。詳細は同ホームページ内にある接種方法をご確認ください。
B 型肝炎		27 日以上の間隔をおいて 2 回接種した後、1 回目から 139 日以上の間隔をおいて 1 回接種	
ロタウイルス	1 価ワクチン (ロタリックス)		27 日以上の間隔をおいて 2 回
	5 価ワクチン (ロタテック)		27 日以上の間隔をおいて 3 回
ヒブ ワクチン	生後 2 月から生後 7 月 に至るまでの間 [標準的な接種方法]	初回接種	生後 12 月に至るまでの間に、27 日(医師が必要と認めるときは 20 日)以上の間隔をおいて 3 回接種。
		追加接種	初回接種終了後 7 月以上の間隔をおいて 1 回接種。ただし、初回接種を終了せずに生後 12 月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後 27 日(医師が必要と認めるときは 20 日)以上の間隔をおいて 1 回接種。

ワクチン	初回接種開始年齢	接種間隔	ワクチン
ヒブ ワクチン	生後7月に入った日の翌日から生後12月に至るまでの間	初回接種	生後12月に至るまでの間に、 <u>27日(医師が必要と認めるときは20日)以上</u> の間隔をおいて2回接種。
		追加接種	初回接種終了後 <u>7月以上</u> の間隔をおいて1回接種。ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後 <u>27日(医師が必要と認めるときは20日)以上</u> の間隔をおいて1回接種。
	生後12月に入った日から生後60月に至るまでの間		1回接種
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後2月から生後7月に至るまでの間 [標準的な接種方法]	初回接種	生後24月に至るまでの間に、 <u>27日以上</u> の間隔をおいて3回接種。 ただし、 <u>生後12月を超えて2回目の注射を行った場合は、3回目の注射を行わない。</u>
		追加接種	初回接種に係る最後の接種後、 <u>60日以上</u> の間隔をおいた後であって、 <u>生後12月</u> に至った日以降に1回接種。
	生後7月に入った日の翌日から生後12月に至るまでの間	初回接種	生後24月に至るまでの間に、 <u>27日以上</u> の間隔をおいて2回接種。
		追加接種	初回接種に係る最後の接種後、 <u>60日以上</u> の間隔をおいた後であって、 <u>生後12月</u> に至った日以降に1回接種。
	生後12月に入った日の翌日から生後24月に至るまでの間		60日以上の間隔をおいて2回接種
	生後24月に入った日の翌日から60月に至るまでの間		1回接種
带状疱疹 ワクチン (組換え)	対象となる年度内		2月以上の間隔をおいて2回接種 ※疾病または治療により免疫機能が低下する可能性がある者の内、医師が認めるときは1月以上の感覚でも差し支えない。

②他のワクチンとの間隔

注射生ワクチン

27日以上あける

注射生ワクチン

※ 不活化ワクチン，経口生ワクチンについては，異なる種類のワクチンとの接種間隔の制限はありません。

※

③接種間隔について

民法の解釈によって計算します。

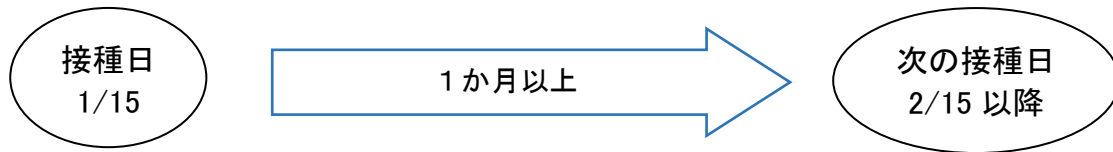
接種間隔は，接種した次の日から起算した日数を数えます。

④「6日以上の間隔をおく」とは，以下のように考えます。



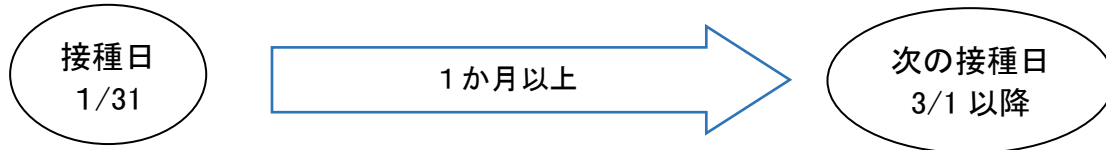
「6 日以上の間隔を置いて接種」とは、月曜日に接種した場合は次週の月曜日以降に接種します。

④「1 月以上の間隔をおく」とは、以下のように考えます。



「1 月以上の間隔を置いて接種」とは、1 回目の接種の 1 か月後の同日以降に接種します。

【起算日に応答する日がないとき】



1 月 31 日に接種をし、「1 月の間隔をおく」場合、2 月には 31 日がないため同日が存在しません。この場合には、2 月の最終日に 1 か月が経過したと考え、3 月 1 日から接種可能となります。

④標準的な接種間隔について

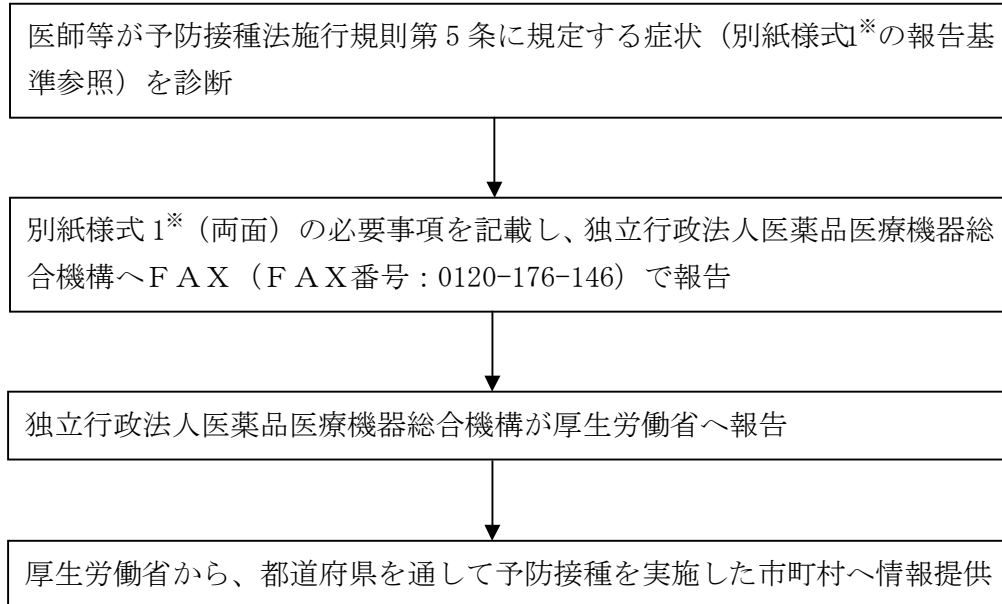
予防接種実施規則上は接種間隔の上限が撤廃されましたが、定期接種実施要領には標準的な（望ましい）接種間隔として示されています。

標準的な接種間隔は、必ず守らなければならないというものではありませんが、有効性・安全性の観点から、ワクチンごとに最も適切と考えられているものです。早期に抗体を獲得することが重要であるため、可能な限り標準的な接種間隔で接種してください。

5 副反応疑い報告について

予防接種法第12条において、医師等は、定期予防接種を受けた者が、当該接種を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定める症状を呈していることを知ったときは、速やかに厚生労働大臣に報告することが義務付けられています。

【副反応疑い報告の流れ】



なお、この報告は、予防接種健康被害救済制度と直接結びつくものではありません。救済措置の給付を申請する場合には、保護者等により、別途、必要書類の提出が必要で、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、給付が行われます。